

平成19年8月31日  
公営企業管理局県立病院課

## 愛媛県立中央病院整備運営事業にかかる「特定事業の選定」について

愛媛県立中央病院整備運営事業につきましては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」に基づき事業を進めているところですが、このたび、PFI法第6条の規定に基づき特定事業として選定し、本事業をPFI手法により実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、詳細は県のホームページ（URL：[http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi\\_index.htm](http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi_index.htm)）に掲載しています。

### 1 事業概要

#### (1) 事業内容

- ア 統括マネジメント業務
- イ 病院施設等の整備業務
- ウ 調達関連業務
- エ 運営業務
- オ 利便施設運営業務（売店・レストラン・理美容店等）

#### (2) 事業方式

民間事業者が資金の一部を自ら調達して解体を要する施設を解体し、施設を設計・新設するとともに医療機器等を調達し、その施設等の所有権を県に移管した後、維持管理・運営期間中にわたる運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するBTO方式（Build, Transfer, Operate）及び改修施設については、施設を設計・改修した後、運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するRO方式（Rehabilitate, Operate）により実施する。

#### (3) 事業期間

事業期間は解体及び設計、改修・新設並びに医療機器等の初期調達期間のほか、維持管理・運営期間は1号館の供用開始予定である平成25年6月から平成45年3月31日までとする。

### 2 県が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較した評価

#### (1) 定量的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、県が直接実施する場合と比べて、事業期間全体で県の財政負担額を5.4%程度縮減することが期待できる。

#### (2) 定性的評価

- ア 県と民間事業者の明確な役割分担による医療サービス水準の向上
- イ 県と民間事業者の協働による継続的なサービス水準の向上
- ウ 利便施設による利用者環境の向上
- エ 長期包括契約による診療周辺業務の効率化とサービス水準の向上
- オ 各業務を一体的に性能発注することによる本事業の効率化やサービス水準の向上

#### (3) 民間事業者に移転されるリスク評価

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方から、民間事業者にリスクの一部を移転することにより、将来発生する可能性のある県の財政負担額を縮減するとともに、不測の事態において、迅速・的確な対応が期待できる。

### 3 特定事業としての選定

定量的評価、定性的評価及びリスク評価による総合的評価として、本事業をPFI事業として実施することで、民間事業者の事業運営にかかる効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の削減効果、医療サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業をPFI法第6条に規定する特定事業として選定することが適当である。